

特別養護老人ホーム 福寿荘 重要事項説明書

1. 施設経営法人

事業者名	社会福祉法人華頂会
法人所在地	滋賀県大津市大萱七丁目7番1号
代表者氏名	理事長 加藤 英材
設立年月日	昭和46年1月16日

2. 利用施設

施設の名称	社会福祉法人華頂会 特別養護老人ホーム 福寿荘
施設の所在地	滋賀県大津市大萱七丁目7番1号
電話番号	TEL 077-545-2160
	FAX 077-545-2133
大津市指定番号	2570100087
施設長の氏名	早瀬 司
入所定員	入所者130名 + 短期入所生活介護5名

3. 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	大津市長の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
通所介護	平成12年3月17日	2570100087	18名
短期入所生活介護	平成12年3月17日	2570100087	5名

4. 施設の目的と運営の方針

〔法人の目的〕

福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として上記の事業を行います。

〔施設の方針〕

- (1) 施設サービス計画に基づき可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- (2) ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にその人の立場に立ってサービスを提供す

るよう努めます。

- (3) 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めます。

5. 施設の概要

(1) 居室

居室の種類	室数	面積
1人 部屋	5 室	87.96 m ²
2人 部屋	7 室	132.46 m ²
4人 部屋	29 室	1095.29 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	室数	特 色
食 堂	2 室	1階・2階利用者は2階の食堂、3階利用者は3階の食堂
機能訓練室	1 室	食堂を兼用。
浴 室	2 室	1階・3階利用者は1階浴室使用 2階利用者は2階浴室使用 臥床式特殊浴槽2台・座位式特種浴槽3台
医務室・静養室	1 室	1階に設置
談話コーナー	4 室	1階に2か所、2階に1か所、3階に1か所

6. 職員体制 (令和6年4月1日現在)

職	職務内容	人員数
施設長 (管理者)	施設従事者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、施設従事者に関係法令等に定められた規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	1名
医師	入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。	1名
看護師	主として入所者の健康管理や療養上の世話を行い、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための各種訓練を行う。	8名
介護職員	入所者の施設サービス計画に基づき、日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・援助を行う。	56名
生活相談員	管理者の補助並びに入所者またはその家族の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行うとともに、施設サービス計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。	5名

管理栄養士	食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に提供するよう指導・管理する。また、入所者の使用する食器、その他の設備や飲用に供する水について、医師・看護師及び施設従事者と協力し、衛生的な管理に努める。	1名
介護支援専門員	入所者の施設サービス計画の原案を作成し、入所者またはその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得る。また、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。	4名
機能訓練指導員	日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための各種訓練を行う。	2名

7. 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制
医師	9:00～18:00
看護職員	日勤 8:30～17:30
	遅出 9:30～18:30
介護職員	早出A 6:30～15:30
	早出B 7:00～16:00
	日勤 9:00～18:00
	遅出A 10:30～19:30
	遅出B 11:00～20:00
	夜勤A 16:30～9:30
	夜勤B 17:30～10:30
生活相談員	9:00～18:00
管理栄養士	
介護支援専門員	
機能訓練指導員	
事務員	9:00～18:00

8. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

(1) 介護保険給付対象サービス

サービスの種類	内 容
食 事	<p>食 事 時 間（基本時間）</p> <p>朝 食 7 : 3 0 ~ 8 : 0 0</p> <p>昼 食 1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0</p> <p>おやつ 1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0</p> <p>夕 食 1 8 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0</p> <p>食事場所</p> <p>できるだけ離床して食堂でおとり頂きます。献立表は各階に掲示します。食べられないものや、アレルギーがある方は事前にご相談ください。</p>
排 泄	排泄誘導、排泄介助、おむつの使用については、ご利用者の方の状況に合わせてお手伝いします。
入浴・清拭	月～土曜日の9:30～11:30と15:00～17:00の所定の時間帯に週2回入浴して頂きます。入浴日に入浴できなかった方については、清拭・着替えをお手伝いします。
着 替 え	朝夕の着替えのお手伝いをします。
シーツ交換	週1回行います。
洗 濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。ただし、クリーニングの必要なものは別途自己負担となります。
健康管理	当施設の医師及び看護師、協力病院の医師及び看護師の協力のもと健康管理に努めます。医療機関受診料及び予防接種料等は別途必要です。
機能訓練	機能訓練室（兼食堂）にて集団機能訓練を行います。
生活相談	ご利用者とその家族の日常生活に関する各種の相談に応じます。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

- ・ **基本料金**（介護保険法及び介護保険法施行法に基づき厚生労働大臣が定める額）

① 1日あたり施設利用料 （令和6年4月1日現在）

○ 個室

区分	1日あたりの自己負担分（1割）	1日あたりの自己負担分（2割）	1日あたりの自己負担分（3割）
要介護1	616円	1231円	1847円
要介護2	689円	1378円	2066円
要介護3	765円	1530円	2295円
要介護4	838円	1676円	2514円
要介護5	911円	1821円	2731円

○ 多床室

区分	1日あたりの自己負担分（1割）	1日あたりの自己負担分（2割）	1日あたりの自己負担分（3割）
要介護1	616円	1231円	1847円
要介護2	689円	1378円	2066円
要介護3	765円	1530円	2295円
要介護4	838円	1676円	2514円
要介護5	911円	1821円	2731円

※新規入所及び30日を超える入院後の再入所の場合、入所及び再入所後30日以内に限り1日につき32円の割増しとなります。

※利用者の負担割合は、介護保険負担割合証に記載された割合となります。

② 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費相当額） 1日あたり
1,500円（介護保険給付対象外）
1食あたり

朝食240円、昼食・おやつ680円、夕食580円（介護保険給付対象外）

※経管栄養は1食あたり500円、1日あたり1,500円（介護保険給付対象外）

③ 居室に要する費用（光熱水費相当額及び室料） 1日あたり
個室の場合 1,310円（介護保険給付対象外）
多床室の場合 960円（介護保険給付対象外）

自己負担額合計 ①+②+③のそれぞれ該当する項目の合計額です。

④ 入院及び外泊時の費用（居室を空けておく場合）

ア 外泊時加算 1日あたり 257円（1か月に6日が限度、ただし1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は連続12日が限度）

イ 居室に係る自己負担額 1日あたり 個室の場合 1,310円
多床室の場合 960円

（注）ただし、第1段階から第3段階の方は、アと同様6日間は自己負担軽減表の負担額が適用されます。負担額軽減の適用終了後は、全額自己負担となります。

⑤ その他の加算・減算項目

	1日あたり
ア 日常生活継続支援加算 自己負担額	38円
イ 夜勤職員配置加算 自己負担額	14円
ウ 看護体制加算Ⅰ 自己負担額	5円
看護体制加算Ⅱ 自己負担額	9円
エ 個別機能訓練加算Ⅰ 自己負担額	13円
オ 療養食加算 自己負担額	1食あたり7円
カ 安全対策体制加算 自己負担額	入所時に1回21円

	1ヶ月あたり
キ 個別機能訓練加算Ⅱ 自己負担額	21円
ク 科学的介護推進体制加算Ⅱ 自己負担額	52円
ケ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 自己負担額	総単位数×14%の10%
コ 協力医療機関連携加算 自己負担額	105円
サ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 自己負担額	11円
シ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 自己負担額	6円

（注）各加算についての詳細は、別紙「特別養護老人ホーム 福寿荘 加算説明」にてご確認いただけます。

上記、加算については1割負担分となっています。

その他の項目については、大津市に届でのうえ、ご利用者が該当した場合について対象となります。加算を適用し利用料が変更になる場合は事前に連絡します。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合（介護保険料滞納の場合も含む）には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

居住費・食費の負担額の軽減

(令和6年8月1日現在)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

負担軽減表

(日額)

対象者		区分	居住費		食費
			多床室	個室	
生活保護受給者		利用者負担段階1	0円	380円	300円
老齢福祉年金受給者					
世帯全員が市町村民税非課税者	課税年金収入額と非課税年金収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担段階2	430円	480円	390円
	課税年金収入額と非課税年金収入及び合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	利用者負担段階3 ①	430円	880円	650円
	利用者負担第1～第3段階①以外の方	利用者負担段階3 ②	430円	880円	1,360円
	上記以外の方	利用者負担段階4	施設との契約により設定されます。		
			960円	1,310円	1,500円

(2) 基本料金以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

サービスの種別	内 容	自己負担額
理容・美容サービス	業者に依頼された場合	業者との協定料金
日常費用支払立替	衣類、スリッパ、靴、お菓子等嗜好品他日用品の購入の支払いの立替をいたします。	購入代金をご負担いただきます。
クラブ活動	次のクラブ活動を用意しています。 習字、手芸、ちぎり絵、レクリエーション 音楽、冠句	基本的に無料 実費が必要な場合があります。
レクリエーション	次の行事を用意しています。 ・主な外出行事 初詣・花見・夕涼み散策・紅葉狩り ・主な施設内行事 節分、ひな祭り、端午の節句、七夕、盆踊り 運動会、作品展、クリスマス、餅つき 誕生会(ほぼ毎月)	基本的に無料 実費が必要な場合があります。
特別食の提供(希望食)	希望に応じて、特別食(出前、別に注文される食事等)の用意ができます。	実費をご負担いただきます。

日常生活諸雑費	日常生活品の購入代金等日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担頂くことが適当であるものに係る費用	実費が必要です。
預り金管理費	通帳を預かる利用者に限ります。	一か月、1,000円

9. 利用料金のお支払い方法

料金及び費用は、1か月毎に計算し請求します。ご利用者の預貯金通帳を施設に預けていただいている方は、通帳から引き落とし受領させていただきます。施設を退所された日に精算が完了しない場合は、保管(遺留)金品引き継ぎまでにお預り通帳から精算させていただきます。残高不足が懸念される方は、毎月月末にご利用者本人の通帳に請求金額相当額をお振り込みいただきます。

10. 入院及び退所・再入所

- (1) 病院に入院し、入院後1か月を経過したあたりで、契約継続に関する相談をさせていただきます。
- (2) ご利用者が概ね3か月以内に退院された場合は、優先的に当施設入所ができるようにします。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護等が利用できるようにします。
- (3) 入所後要介護1および2と認定された場合は、特例入所に該当しなければ退所となります。
- (4) ご利用者が退所を希望される場合は、2週間以上前に申し出てください。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人誠光会 淡海医療センター
所在地	草津市矢橋町1660

医療機関の名称	医療法人華頂会 琵琶湖養育院病院
所在地	大津市大萱七丁目7-2

医療機関の名称	地方独立行政法人 市立大津市民病院
所在地	大津市本宮二丁目9番9号

1 2. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者の健康状態が急変した場合や事故が発生した場合は、ご家族等や医師に速やかに連絡をとる等の必要な措置を講じます。また、必要に応じ保険者である市町村にも連絡します。
- (2) 事業者は、介護サービスの提供によって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。
- ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 3. 苦情等の相談窓口

- (1) 当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、お気軽にお申し出ください。

・ 当施設相談窓口

担当者 1 F 古川 2 F 森元 3 F 濱田

電 話 077-545-2160

また、ご意見箱を各寮母室に設置しています。

- (2) 行政機関その他の苦情受付機関

大津市役所 介護保険課 TEL 077-528-2753

国民健康保険団体連合会 TEL 077-510-6605

滋賀県運営適正化委員会 TEL 077-567-4107

1 4. 非常災害時の対策

防 災 訓 練	年2回、昼夜間を想定した避難訓練をご利用者の方も参加して実施します。
防 災 設 備	屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知機、非常通報装置 非常警報設備、避難器具（滑り台・救助袋）、誘導灯及び誘導標識 非常用電源設備、漏電警報設備、避難口・避難階段、防火扉・ 防火シャッター

15. 当施設をご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	・面会時間は、年中 9:00～18:00です。 来訪者の方は、面会時間を遵守し、必ず事務所で面会簿にご記入ください。生物の持ち込みはご遠慮頂き、お菓子等の持ち込みも必ず職員にお知らせください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	全館禁煙です。飲酒は生活相談員にご相談ください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、みだりに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	季節毎に適量をご持参頂き入れ替えてください。持ち物には必ず名前をご記入ください。
現金等の管理	預貯金通帳で管理しますので現金の管理は行いません。現金はいったんお預かりし、ご本人の通帳に入金します。 多額の金品を自己管理されることは紛失の危険を伴いますのでご遠慮ください。自己管理される金品については、ご本人の責任の範囲でお願いします。
宗教活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動はご遠慮ください。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

16. ボランティア・実習生等の受け入れについて

当施設では、介護福祉士養成校・社会福祉士養成校・看護師養成校・ホームヘルパー養成校からの実習生、行政関係の研修生、その他ボランティア等の研修生を受け入れております。次世代の人材育成のため必要な実習や研修であり、利用者の方のご理解とご協力をお願いします。

17. ご利用者の居室変更について

ご利用者の体調の変化、同室者間の人間関係等からご本人とご相談のうえ居室を変更する事があります。また、緊急の場合や意志確認の取れない状態で、施設の判断により居室を変更する事がありますがご理解とご協力をお願いします。

18. その他留意事項

- (1) 非常災害時の発生の際に、その事業を継続することができるよう他の関係機関と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。
- (2) 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。
- (3) 事業者は、その運営について暴力団員の支配を受けません。
- (4) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の機会を確保します。
- (5) 事業者は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限してはならない。
- (6) 事業者は、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限する場合は、速やかに利用者等に対し行動制限の理由、内容、期間等について説明し同意を得なければならない。
- (7) 身元引受人

ご利用者が本施設を利用されるにあたり、原則として、身元引受人1名を立てて頂きます。身元引受人は、ご利用者が本施設を利用されるにあたり、ご利用者が負担される利用料金を連帯して支払うなど、連帯債務者として、ご利用者とともに施設利用に関する契約上の義務を履行して戴きます。なお、ご利用者が立てられた身元引受人が、死亡、破産、倒産、所在不明等により身元引受人としての責めを果たすことができなくなったときは、別の身元引受人を立てて頂きます。正当な理由がないのに別の身元引受人を立てないときは、契約を継続し難い重大な事情を生じさせたものとして、契約を解除させて頂くこともあります。独居等で正当な理由がある場合はその限りではありません。

令和 年 月 日

本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者

所在地 滋賀県大津市大萱七丁目7番1号
事業者名 社会福祉法人 華頂会
特別養護老人ホーム 福寿荘
代表者名 理事長 加藤 英材 ㊞

説明者

所属 特別養護老人ホーム 福寿荘
氏名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

本人

住所 _____
氏名 _____ ㊞

身元引受人・連帯債務者

住所 _____
氏名 _____ ㊞

(利用者との続柄)

平成12年 4月1日制定
平成13年 1月1日一部改定
平成13年 4月1日一部改定
平成14年10月1日一部改定
平成15年 4月1日一部改定
平成16年 4月1日一部改定
平成17年 1月1日一部改定
平成17年10月1日一部改定
平成18年 2月1日一部改定
平成18年 4月1日一部改定
平成18年10月1日一部改定
平成20年 4月1日一部改定
平成21年 4月1日一部改定
平成23年 4月1日一部改定
平成24年 4月1日一部改定
平成25年 4月1日一部改定
平成25年12月1日一部改定
平成26年 4月1日一部改定
平成26年 8月1日一部改定
平成27年 4月1日一部改定
平成27年 8月1日一部改定
平成28年 4月1日一部改定
平成28年 8月4日一部改定
平成28年 9月1日一部改定
平成29年 4月1日一部改定
平成30年 4月1日一部改定
平成30年 8月1日一部改定
平成30年12月21日一部改定
平成31年 4月1日一部改定
令和元年 4月1日一部改定
令和元年10月1日一部改訂
令和2年 4月1日一部改訂
令和3年 4月1日一部改訂
令和3年 8月1日一部改訂
令和6年 4月1日一部改訂
令和6年 8月1日一部改訂